

平成 2 7 年 3 月定例会 付議案件一覧（追加）

平成 2 7 年 3 月 2 0 日現在

議案案件 4 件（予算議案 3 件、条例議案 1 件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 予算議案 3 件			ページ
16	議案第 5 8 号	平成26年度都城市一般会計補正予算（第 7 号）	※
17	議案第 5 9 号	平成26年度都城市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	※
18	議案第 6 0 号	平成27年度都城市一般会計補正予算（第 1 号）	※

○ 条例議案 1 件			ページ
3	議案第 6 1 号	都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
	平成26年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与制度が総合的に見直されたことに伴い、本市の一般職の職員の給与等について、国家公務員に準じた見直しを行うため、関係する 4 条例について所要の改正を行うもの。 【改正条例】 ・ 都城市一般職の職員の給与に関する条例 ・ 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ・ 都城市職員退職手当支給条例 ・ 都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例		

議案第 6 1 号

都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 3 月 2 0 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、100分の20以内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

第11条の2第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第16条中「第17条」を「次条」に改める。

第18条の2第1項中「規則で定める職員」の次に「（次項において「管理監督職員」という。）」を、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第18条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

第18条の7中「、第10条の3及び第11条の2」を「及び第10条の3」に改める。
別表第1を次のように改める。

次のよう～別紙

(都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年

条例第322号)の一部を次のように改正する。

附則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 11 第1項から前項までの規定は、都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第 号）附則第3項から第5項の規定による給料が支給される職員には、適用しない。

（都城市職員退職手当支給条例の一部改正）

第3条 都城市職員退職手当支給条例（平成18年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「19年以下」を「20年未満」に改める。

第6条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「4年以下」を「5年未満」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「24年以下」を「25年未満」に、「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「9年以下」を「10年未満」に改め、同号を同項第4号とする。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附則第4項中「36年以上42年以下」を「35年を超え43年未満」に改める。

附則中第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 6 当分の間、43年以上の期間勤続して退職した者で都城市職員退職手当支給条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

（都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 都城市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第323号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「43年又は44年」を「43年以上44年10月未満」に、「（42

年以下」を「（43年未満」に、「37年以上42年以下」を「36年6月を超え43年未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 施行日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額（都城市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。ただし、差額に相当する額が、都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第322号）附則第7項から第9項の規定による給料の額に達しない場合は、支給しない。
- 4 施行日の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上の必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降に新たに行政職給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項及び第8条の2第2項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と都城市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例（平成27年条例第 号）附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例）

- 7 施行日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する給与条例第11条の2第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で規則で定める額」とする。

（規則への委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別紙

別表第1（第4条関係）

職 員 の 区 分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)	給料月額 (円)
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300

23	168, 900	225, 600	260, 200	303, 300	332, 400	361, 500	410, 100
24	171, 500	227, 200	261, 900	305, 400	334, 500	363, 400	412, 000
25	174, 200	228, 700	263, 900	307, 200	336, 100	365, 400	413, 800
26	175, 900	230, 300	265, 800	309, 300	338, 000	367, 300	415, 300
27	177, 600	231, 800	267, 600	311, 400	340, 000	369, 300	416, 800
28	179, 300	233, 200	269, 500	313, 400	341, 900	371, 300	418, 400
29	180, 800	234, 600	271, 200	315, 400	343, 600	372, 800	420, 000
30	182, 600	235, 800	273, 100	317, 400	345, 500	374, 600	421, 300
31	184, 400	237, 000	275, 000	319, 500	347, 400	376, 400	422, 600
32	186, 100	238, 300	276, 800	321, 600	349, 200	378, 000	423, 800
33	187, 700	239, 600	278, 500	323, 100	351, 100	379, 800	425, 000
34	189, 200	241, 000	280, 400	325, 100	352, 900	381, 200	426, 300
35	190, 700	242, 300	282, 200	327, 100	354, 700	382, 700	427, 600
36	192, 200	243, 600	284, 100	329, 200	356, 400	384, 300	428, 800
37	193, 500	244, 600	285, 800	331, 100	357, 800	385, 700	430, 000
38	194, 800	246, 100	287, 500	333, 000	359, 100	386, 900	430, 800
39	196, 100	247, 700	289, 300	335, 000	360, 500	388, 100	431, 600
40	197, 400	249, 200	291, 100	336, 900	361, 900	389, 200	432, 400
41	198, 700	250, 600	292, 800	338, 800	363, 200	390, 300	433, 000
42	200, 000	252, 000	294, 500	340, 700	364, 100	391, 500	433, 700
43	201, 300	253, 400	296, 200	342, 500	365, 200	392, 700	434, 400
44	202, 600	254, 800	297, 800	344, 400	366, 300	393, 800	435, 100
45	203, 800	256, 000	299, 500	345, 900	367, 100	394, 500	435, 900
46	205, 100	257, 300	301, 200	347, 300	368, 000	395, 200	436, 700
47	206, 400	258, 700	302, 800	348, 800	368, 900	395, 900	437, 100
48	207, 700	260, 100	304, 500	350, 300	369, 800	396, 600	437, 800
49	208, 800	261, 400	305, 700	351, 900	370, 700	397, 200	438, 300
50	209, 900	262, 500	307, 200	352, 700	371, 500	397, 800	438, 700
51	211, 000	263, 800	308, 800	353, 900	372, 300	398, 300	439, 100

52	212, 100	265, 100	310, 400	354, 900	373, 100	398, 700	439, 500
53	213, 300	266, 200	312, 000	355, 800	373, 800	399, 100	439, 900
54	214, 300	267, 300	313, 600	356, 900	374, 500	399, 400	440, 300
55	215, 300	268, 600	315, 200	357, 800	375, 200	399, 700	440, 700
56	216, 300	269, 900	316, 700	358, 900	375, 900	400, 000	441, 000
57	217, 100	271, 000	318, 200	359, 800	376, 400	400, 300	441, 300
58	218, 100	272, 000	319, 400	360, 500	377, 000	400, 600	441, 700
59	219, 000	273, 100	320, 600	361, 200	377, 600	400, 900	442, 000
60	220, 000	274, 200	321, 800	361, 900	378, 300	401, 200	442, 300
61	220, 800	275, 400	322, 500	362, 300	378, 700	401, 500	442, 600
62	221, 800	276, 400	323, 400	362, 900	379, 400	401, 800	
63	222, 800	277, 300	324, 200	363, 600	380, 000	402, 100	
64	223, 800	278, 300	325, 000	364, 300	380, 600	402, 400	
65	224, 500	279, 100	325, 900	364, 600	381, 000	402, 700	
66	225, 500	280, 000	326, 300	365, 300	381, 600	403, 000	
67	226, 500	280, 800	327, 000	366, 000	382, 200	403, 300	
68	227, 600	281, 700	327, 800	366, 700	382, 800	403, 600	
69	228, 400	282, 700	328, 600	367, 000	383, 200	403, 800	
70	229, 200	283, 500	329, 300	367, 600	383, 700	404, 100	
71	230, 000	284, 300	330, 000	368, 300	384, 200	404, 400	
72	230, 800	285, 100	330, 700	368, 900	384, 800	404, 700	
73	231, 600	285, 900	331, 200	369, 200	385, 100	404, 900	
74	232, 300	286, 400	331, 800	369, 800	385, 500	405, 200	
75	233, 000	286, 800	332, 300	370, 500	385, 900	405, 500	
76	233, 700	287, 300	332, 900	371, 100	386, 300	405, 700	
77	234, 400	287, 400	333, 200	371, 500	386, 600	405, 900	
78	235, 200	287, 800	333, 700	372, 000	386, 900	406, 200	
79	236, 000	288, 000	334, 100	372, 600	387, 200	406, 500	
80	236, 800	288, 400	334, 600	373, 100	387, 500	406, 700	

81	237, 500	288, 600	335, 000	373, 600	387, 700	406, 900	
82	238, 200	288, 800	335, 500	374, 200	388, 000	407, 200	
83	238, 900	289, 200	336, 000	374, 700	388, 300	407, 500	
84	239, 600	289, 500	336, 500	375, 000	388, 500	407, 700	
85	240, 300	289, 800	336, 800	375, 400	388, 700	407, 900	
86	241, 000	290, 100	337, 200	375, 900	389, 000		
87	241, 700	290, 400	337, 700	376, 300	389, 300		
88	242, 400	290, 800	338, 100	376, 700	389, 500		
89	243, 100	291, 100	338, 400	377, 100	389, 700		
90	243, 600	291, 500	338, 800	377, 600	390, 000		
91	244, 100	291, 800	339, 300	378, 000	390, 300		
92	244, 600	292, 200	339, 700	378, 400	390, 500		
93	244, 900	292, 300	339, 900	378, 700	390, 700		
94		292, 500	340, 300	379, 200			
95		292, 900	340, 800	379, 600			
96		293, 300	341, 200	380, 000			
97		293, 500	341, 300	380, 300			
98		293, 800	341, 800	380, 800			
99		294, 200	342, 200	381, 200			
100		294, 600	342, 500	381, 600			
101		294, 800	342, 800	381, 900			
102		295, 100	343, 200				
103		295, 500	343, 600				
104		295, 800	344, 000				
105		296, 000	344, 500				
106		296, 300	344, 900				
107		296, 700	345, 300				
108		297, 000	345, 700				
109		297, 200	346, 200				

	110		297, 600	346, 600				
	111		298, 000	346, 900				
	112		298, 300	347, 200				
	113		298, 400	347, 700				
	114		298, 700					
	115		299, 000					
	116		299, 400					
	117		299, 600					
	118		299, 800					
	119		300, 100					
	120		300, 400					
	121		300, 800					
	122		301, 000					
	123		301, 300					
	124		301, 600					
	125		301, 900					
再 任 用 職 員		185, 400	212, 900	252, 900	272, 300	287, 400	312, 800	354, 500

